令和8年度
島原市地域脱炭素に向けた
重点対策加速化事業費補助金
【よくある質問】

島原市　環境課

ゼロカーボン推進室

令和8年4月

よくある質問（令和8年度島原市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業補助金）

【交付申請について】 4
【Q】交付申請期間はいつからですか。 4
【Q】交付申請期間はいつまでですか。 4
【Q】来年度（令和9年度）以降も補助はありますか。 4
【Q】1人何件まで申請可能ですか。 4
【Q】交付申請書の提出から交付決定まではどれくらいかかりますか。 4
【Q】同一の者が2か所以上に太陽光発電設備及び蓄電池を設置する場合、それぞれ申請（2件以上の申請）することは可能でしょうか。 4
【Q】工事完了日が未定のため、工事完了日を実績報告の最終提出期限日（11月末日）と同日としてよいでしょうか。 4
【Q】事業者の企業規模による交付条件（「大企業は除く」等）はありますか。 4
【Q】交付申請書の提出は郵送でも可能でしょうか。 4
【補助額について】 5
【Q】補助額の上限はありますか。 5
【Q】補助額（率）はどれくらいですか。 5
【Q】店舗兼住宅に太陽光発電設備を設置する場合、民間事業者（5万円/kW）、個人（7万円/kW）のいずれの補助となりますか。 5
【Q】蓄電池の補助対象額上限となる家庭用（4,800Ah・セル未満）の15万5千円／kWh、および業務用（4,800Ah・セル以上）の19 万円／kWh の計算をする場合、蓄電池容量のkWh の小数点以下は切り捨てする必要がありますか。 5
【補助対象について】 6
【Q】太陽光発電設備のみの導入は補助の対象となりますか。 6
【Q】蓄電池のみの導入は補助対象となりますか。 6
【Q】家庭用（4,800Ah・セル未満）は15万5千円／kWh（工事費込み、税抜き）、事業用は（4,800Ah・セル以上）は、19万円／kWh（工事費込み、税抜き）を超えた場合、補助は受けることはできますか。 6
【Q】既に太陽光発電設備等を設置済みですが、申請は可能ですか。 6
【Q】「自家消費のシミュレーションなど根拠資料となるもの」とは何ですか。 6
【Q】設備を更新、増設する場合、「補助対象設備により発電する電力の消費量計画書（様式第2号）」は新規に導入する設備分のみの記載でよいのでしょうか。 7
【Q】蓄電池システムが補助対象設備かどうかを確認する方法はありますか。 7
【Q】中古設備の設置も補助の対象となりますか。 7
【Q】FIT（固定価格買取制度）、FIP（フィード・イン・プレミアム）の認定は取得できますか。 7
【Q】非 FIT（非 FIP）で売電契約を締結する場合は補助の対象となりますか。 7
【Q】PPA 及びリース契約による導入の場合は補助を受けることはできますか。 7
【Q】補助で設置した太陽光発電設備で発電した電力を自己託送することはできますか。 7
【Q】J-クレジット制度への登録はできますか。 8
【Q】太陽光発電設備の法定耐用年数は何年ですか。 8
【Q】太陽光パネル・蓄電池の共同購入事業「みんなのおうちに太陽光」（県事業）にて太陽光発電設備を共同購入する場合は補助の対象となりますか。 8

【Q】太陽光発電設備を設置できる場所は、住宅だけではなくカーポートや倉庫等でも問題ないでしょうか。 8
【Q】補助の対象となる経費はどれですか。 8
【Q】太陽光発電設備が既設の箇所に太陽光パネルを追加する場合には補助対象となりますか。また、この場合に蓄電池も補助の対象となりますか。 8
【Q】既存住宅に既に太陽光発電設備を設置しており、既存の太陽光発電設備を撤去し、新たに太陽光発電設備を設置する場合、補助対象になりますか。 9
【Q】再エネ一体型屋外照明用蓄電池は補助対象ですか。 9
【Q】施工業者の要件はありますか。（市内、市外など） 9
【交付決定後の変更について】 10
【Q】補助対象設備の調達ができなくなり、別の製品に変更したいです。どうしたらよいでしょうか。 10
【Q】補助対象設備の納品が遅れて工事完了予定日に工事完了できなくなりました。何か手続きは必要でしょうか。 10
【Q】工事が中止になりました。何か手続きは必要でしょうか。 10
【Q】契約を取りやめることになりました。何か手続きは必要でしょうか。 10
【実績報告について】 11
【Q】実績報告書の提出期限日はいつですか。 11
【Q】実績報告書の提出が期限内に間に合わない場合は事前に連絡することで延長することはできますか。 11
【Q】実績報告書の提出は郵送でも可能でしょうか。 11
【Q】電力会社の系統への接続がまだですが、実績報告書を提出できますか。 11
【Q】「補助対象設備の設置に係る支払いを証する書類」とは何でしょうか。 11
【Q】「補助対象設備の施工前・施工後の状況を記録したカラー写真」及び「補助対象設備の設置状況を記録したカラー写真」は写真のみの提出でよいでしょうか。 11
【Q】提出書類に「電力会社の系統との接続契約書の写し」とありますが、電力会社が契約書を発行していない場合はどうすればよいでしょうか。 12
【Q】九州電力（株）や九州電力送配電（株）から書類が届かないため、提出書類が揃わず実績報告書の提出期限内に提出できません。どうしたらよいでしょうか。 12
【Q】「太陽光発電設備と直接連携していることが確認できる書類」とは何でしょうか。 12
【Q】補助対象設備の施工前写真を撮り忘れてしまいました。どうしたらよいでしょうか。 12
【Q】実績報告書の提出を失念してしまい、実績報告の期限日を過ぎてしまいました。どうしたらよいでしょうか。 12
【その他】 13
【Q】他の補助金を併用することはできますか。 13
【Q】住宅省エネ 2026 キャンペーンのみらいエコ住宅 2026 事業など、ZEH や長期優良住宅を補助の要件としている（＝太陽光発電設備、蓄電池の設置が直接の要件ではない）国の補助金を併用することは可能でしょうか。 13
【Q】事業完了後に自家消費率の交付要件（個人：30%以上、事業者：50%以上）を下回った場合、どうすればよいでしょうか。 13
【Q】虚偽や不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合はどうなりますか。 13
【Q】自家消費量の報告は必ず必要ですか。 13
【Q】申請や実績報告は必ず施工業者などに委任する必要はありますか。 13
【Q】郵送による交付申請はできないのでしょうか。 13

【Q】申請の事前予約をすることができますか。 13

【交付申請について】

【Q】交付申請期間はいつからですか。

【A】令和８年５月 11 日（月）から受付を開始する予定です。

【Q】交付申請期間はいつまでですか。

【A】令和８年１０月３０日（金）までとなりますが、予算額に達した場合は早期に終了する場合があります。

【Q】来年度（令和9年度）以降も補助はありますか。

【A】令和１０（２０２８）年度まで実施する見込みです。

【Q】1人何件まで申請可能ですか。

【A】多くの方に補助できるように１人１件までお願いいたします。

【Q】交付申請書の提出から交付決定まではどれくらいかかりますか。

【A】概ね２週間程度です。

【Q】同一の者が2か所以上に太陽光発電設備及び蓄電池を設置する場合、それぞれ申請（2件以上の申請）することは可能でしょうか。

【A】多くの方への補助、小規模な事業者への補助を行うという趣旨から１者につき１申請、上限８０万円となります。

【Q】工事完了日が未定のため、工事完了日を実績報告の最終提出期限日（11月末日）と同日としてよいでしょうか。

【A】工事完了後に実績報告書の作成が必要であるため、工事は遅くとも最終提出期限日（１１月末日）の２週間前までに完了するように計画してください。

【Q】事業者の企業規模による交付条件（「大企業は除く」等）はありますか。

【A】ありません。

【Q】交付申請書の提出は郵送でも可能でしょうか。

【A】原則、申請先へ直接提出ください。
どうしても直接提出が難しい場合は、申請先へご相談ください。

【補助額について】

【Q】補助額の上限はありますか。

【A】補助金上限は**１件あたり８０万円**です。

【Q】補助額(率)はどれくらいですか。

【A】太陽光発電設備の補助額は以下のとおりです。

・個　人：出力１kW あたり７万円（定額）

・事業者：出力１kW あたり５万円（定額）

※出力は、太陽電池モジュール公称最大出力の合計値、またはパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方で計算します。（小数点以下は切り捨て）

蓄電池の補助率は、蓄電池の価格（工事費込み、税抜き）の１／３です。
ただし、家庭用（４,８００Ah・セル未満）は１５万５千円／kWh（工事費込み、税抜き）、事業用は（４,８００Ah・セル以上）は、１９万円／kWh（工事費込み、税抜き）を補助対象額の上限とします。

※太陽光発電設備と蓄電池の両方を設置される場合、その**補助の上限は８０万円**となります。

【Q】店舗兼住宅に太陽光発電設備を設置する場合、民間事業者(5万円/kW)、個人(7万円/kW)のいずれの補助となりますか。

【A】民間事業者は、「個人事業主」を含みます。２つの要素が一体で不可分な場合は「民間事業者」となります。

【Q】蓄電池の補助対象額上限となる家庭用(4,800Ah・セル未満)の15万5千円／kWh、および業務用(4,800Ah・セル以上)の19 万円／kWh の計算をする場合、蓄電池容量のkWh の小数点以下は切り捨てする必要がありますか。

【A】蓄電池の補助対象額の計算では、蓄電池容量（kWh）の小数点を切り捨てて計算する必要はありません。

【補助対象について】

【Q】太陽光発電設備のみの導入は補助の対象となりますか。

【A】補助対象です。

【Q】蓄電池のみの導入は補助対象となりますか。

【A】蓄電池のみの導入は、補助対象外です。
太陽光発電設備の付帯設備として導入する場合のみ補助対象となります。

【Q】家庭用(4,800Ah・セル未満)は15万5千円／kWh(工事費込み、税抜き)、事業用は(4,800Ah・セル以上)は、19万円／kWh(工事費込み、税抜き)を超えた場合、補助は受けることはできますか。

【A】補助を受けることができますが、補助対象額の上限は家庭用、事業用でそれぞれ１５万５千円／kWh（工事費込み、税抜き)、１９万円／kWh（工事費込み、税抜き）となります。
また、国の要綱では「家庭用（４,８００Ah・セル未満）は１２万５千円／kWh（工事費込み、税抜き)、事業用は（４,８００Ah・セル以上）は、１１万９千円／kWh（工事費込み、税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること」とされていることから、この金額を超える場合は２者以上の見積書をご準備ください。

【Q】既に太陽光発電設備等を設置済みですが、申請は可能ですか。

【A】既に設置済みのものは補助対象外です。
既設の住宅に太陽光発電設備（及び蓄電池）を設置する場合、市の交付決定後に契約されたものが対象となります。
また、新築及び改築で住宅と併せて太陽光発電設備（及び蓄電池）を発注・契約する場合、市の交付決定後に対象設備の工事に着手するものが対象となります。
※「交付決定」とは、交付申請（申請書の提出）ではなく、島原市から交付決定通知書が発出された時となります。

【Q】「自家消費のシミュレーションなど根拠資料となるもの」とは何ですか。

【A】「補助対象設備により発電する電力の消費量計画書（様式第２号)」の内容を確認する資料となります。太陽光発電設備の容量に応じた年間予想発電電力のシミュレーションと年間の使用電力量（kWh）が確認できる資料（「電気ご使用量のお知らせ」（検針票）など）を提出ください。使用電力量（kWh）が確認できる資料が１年分無い場合は提出可能な分を提出ください。
もし、自家消費率が３０％未満（業務用については５０％未満）となる場合は、設備の容量などを再検討してください。
（参考）
・京セラ 簡単シミュレーション
https://solarsystem.kyocera.co.jp/ez/solar-pvhbattery1/

【Q】設備を更新、増設する場合、「補助対象設備により発電する電力の消費量計画書（様式第2号）」は新規に導入する設備分のみの記載でよいのでしょうか。

【A】既設の設備がある場合、既設部分も含めたすべての設備分を対象として報告ください。（既設設備と新設設備で使用する電気使用量を分けて計算することができないため。）

【Q】蓄電池システムが補助対象設備かどうかを確認する方法はありますか。

【A】まずは、「申請の手引き」の「別表２　蓄電池の仕様」をご確認ください。補助対象設備かどうかについては、ＳＩＩ（一般社団法人環境共創イニシアチブ）のＺＥＢ支援事業の補助対象設備に登録されているかどうかで確認することができます。

○ＳＩＩ（一般社団法人環境共創イニシアチブ）登録制度

https://zehweb.jp/registration/#developer

※遷移先画面の下部にある「蓄電システム」から検索し、登録があるかどうかをご確認ください。

【Q】中古設備の設置も補助の対象となりますか。

【A】中古設備を設置する場合は補助対象外です。

【Q】FIT（固定価格買取制度）、FIP（フィード・イン・プレミアム）の認定は取得できますか。

【A】再エネ特措法に基づく FIT 制度または FIP 制度の認定を受ける場合は、当補助を受けることはできません。

【Q】非 FIT（非 FIP）で売電契約を締結する場合は補助の対象となりますか。

【A】余剰電力を FIT（FIP）によらず売電する太陽光発電設備は補助対象となります。ただし、発電した電力の３０％以上を自己消費することが条件となります。また、業務用については自己消費する電力量を含めて５０％以上を同一都道府県内の需要家が消費する必要があります。

【Q】PPA 及びリース契約による導入の場合は補助を受けることはできますか。

【A】PPA 及びリース契約による導入の場合は補助対象外です。

【Q】補助で設置した太陽光発電設備で発電した電力を自己託送することはできますか。

【A】当補助金で導入する再エネ発電設備で発電した電力については、電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行うことはできません。

※「自己託送」とは

一般送配電事業者が保有する送配電ネットワークを使用して、工場等に自家 用発電設備を保有する需要家が当該発電設備を用いて発電した電気を、別の場所にある当該 需要家や当該需要家と密接な関係性を有する者の工場等の需要地に送電する制度。

【Q】J-クレジット制度への登録はできますか。

【A】法定耐用年数（原則１７年）を経過するまでの間はJ-クレジット制度へ登録はできません。

【Q】太陽光発電設備の法定耐用年数は何年ですか。

【A】太陽光発電設備の法定耐用年数は１７年です。

※蓄電池の法定耐用年数は６年、パワーコンディショナーの法定耐用年数は１７年です。

【Q】太陽光パネル・蓄電池の共同購入事業「みんなのおうちに太陽光」(県事業)にて太陽光発電設備を共同購入する場合は補助の対象となりますか。

【A】太陽光パネル・蓄電池の共同購入事業「みんなのおうちに太陽光」（県事業）で購入する場合も補助対象となります。

【Q】太陽光発電設備を設置できる場所は、住宅だけではなくカーポートや倉庫等でも問題ないでしょうか。

【A】住宅の屋根に限らず設置は可能ですが、ソーラーカーポート（太陽光発電設備とカーポートが一体となった製品群）は補助対象外です。

【Q】補助の対象となる経費はどれですか。

【A】太陽光発電設備の補助金額は導入する設備の容量による固定額になります。蓄電池の補助対象経費は、工事費、設備費のみ対象で、業務費、事務費は対象外です。詳細は「要綱」または「申請の手引き」をご確認ください。

※【補足】

ハイブリッド蓄電池（太陽光発電と蓄電池のパワーコンディショナーの機能を１台に統合した蓄電システム）の場合、パワーコンディショナー分の経費は蓄電池の設備費から除外します。これは、パワーコンディショナーは太陽光発電設備の付帯設備として取り扱うためです。単機能型のパワーコンディショナー（太陽光発電と蓄電池でそれぞれパワーコンディショナーを設置）の場合は、蓄電池のパワーコンディショナーは設備費に含まれます。

そのため、ハイブリッド蓄電池を設置予定の場合は、見積書にて蓄電池、パワーコンディショナー毎の金額がわかるものを提出ください。

【Q】太陽光発電設備が既設の箇所に太陽光パネルを追加する場合には補助対象となりますか。また、この場合に蓄電池も補助の対象となりますか。

※パネル出力＞パワーコンディショナー出力となる過積載を想定

【A】太陽光パネルを増設する場合、増設した分のみが対象となります。また、増設する太陽光パネルとパワーコンディショナーの能力の低い方を発電設備の能力として補助金額を算定します。そのため、太陽光パネルの増設のみでパワーコンディショナーを増量しない場合は、追加する設備導入量は０ｋＷと算定されるため、補助対象外となります。

パワーコンディショナーを増量する場合は、その増量分もしくは太陽光発電設備の増設分のいずれか低い方の増量（増設）分が補助対象となります。

【Q】既存住宅に既に太陽光発電設備を設置しており、既存の太陽光発電設備を撤去し、新たに太陽光発電設備を設置する場合、補助対象になりますか。

【Ａ】交付要件を満たした上で CO_2 削減効果の追加性が認められれば設備更新であっても交付対象となります。

具体的には、設備更新による設備容量の増大、発電効率の高い設備への更新による CO_2 削減効果の追加、機器故障の更新などが該当しますが、同容量の設備への更新の場合は補助の対象外（CO_2 削減効果の追加性が認められないため）となります。また、既存設備の撤去費用は交付対象外となります。

【Q】再エネ一体型屋外照明用蓄電池は補助対象ですか。

【A】補助対象外です。

【Q】施工業者の要件はありますか。（市内、市外など）

【A】ありません。

【交付決定後の変更について】

【Q】補助対象設備の調達ができなくなり、別の製品に変更したいです。どうしたらよいでしょうか。

【A】太陽光発電設備の容量変更、または蓄電池の経費（工事費、設備費）が変更となる場合は、補助金額が変更となりますので変更承認申請書（様式第６号）をすみやかに提出し、補助金額変更の承認を受けてください。ただし、補助金額が増額となる場合で既に予算上限に達している場合は補助金額の増額ができない場合もありますのでご了承ください。

【Q】補助対象設備の納品が遅れて工事完了予定日に工事完了できなくなりました。何か手続きは必要でしょうか。

【A】工事完了が申請時の工事完了予定日から遅れる場合は、完了予定日変更報告書（様式第８号）を提出し、承認を受けてください。

【Q】工事が中止になりました。何か手続きは必要でしょうか。

【A】工事が中止となる場合、既に市から交付決定通知書が届いている場合は、中止承認申請書（様式第６号）を提出し、承認を受けてください。市から交付決定通知書が届いていない場合は取下承認申請書（様式第６号）を提出してください。

※中止／取下の判断は市の交付決定通知書が交付されているか、されていないかで判断してください。

・市の交付決定通知書交付前　→取下承認申請書（様式第６号）

・市の交付決定通知書交付後　→中止承認申請書（様式第６号）

【Q】契約を取りやめることになりました。何か手続きは必要でしょうか。

【A】契約を取りやめる場合、既に市から交付決定通知書が届いている場合は、中止承認申請書（様式第６号）の提出し、承認を受けてください。市から交付決定通知書が届いていない場合は取下承認申請書（様式第６号）を提出してください。

※中止／取下の判断は市の交付決定通知書が交付されているか、されていないかで判断してください。

・市の交付決定通知書交付前　→取下承認申請書（様式第６号）

・市の交付決定通知書交付後　→中止承認申請書（様式第６号）

【実績報告について】

【Q】実績報告書の提出期限日はいつですか。

【A】実績報告書の提出期限日は、工事完了日から３０日以内か１１月末日のうち早い日付です。
工事完了日は、補助対象設備の設置工事が完了し、電力会社の系統と接続を開始した日としてください。

（例）提出期限の例

・工事完了日が６月３０日の場合：
６月３０日＋３０日　→　７月３０日　⇒７月３０日までに提出

・工事完了日が１０月１３日の場合：
１０月１３日＋３０日　→１１月１２日　⇒１１月１２日までに提出

・工事完了日が１１月１０日の場合：
１１月１０日＋３０日　→１２月１０日　⇒１１月３０日までに提出

【Q】実績報告書の提出が期限内に間に合わない場合は事前に連絡することで延長することはできますか。

【A】期限を延長することはできません。提出書類が揃っていない場合は、その旨の理由書を添付し提出してください。実績報告書の提出期限を超過した場合は、補助金をお支払いできませんのでご注意ください。

【Q】実績報告書の提出は郵送でも可能でしょうか。

【A】原則、提出先へ直接提出ください。
どうしても直接提出が難しい場合は、提出先へご相談ください。

【Q】電力会社の系統への接続がまだですが、実績報告書を提出できますか。

【A】できません。電力会社の系統への接続が完了した後に提出してください。
※工事完了日は、「補助対象設備の設置工事が完了し、電力会社の系統と接続を開始した日」と解してください。

【Q】「補助対象設備の設置に係る支払いを証する書類」とは何でしょうか。

【A】施工業者から発行される領収書の写し等です。
新築工事で補助対象設備を設置される場合は、その金額の中に補助対象設備分の支払いが含まれていることが分かるようにしてください。
例えば、契約書に補助対象設備設置分の設備費、工事費の明細がわかる書類をつけていただくか、補助対象設備設置分の金額のみの領収書を発行してもらってください。

【Q】「補助対象設備の施工前・施工後の状況を記録したカラー写真」及び「補助対象設備の設置状況を記録したカラー写真」は写真のみの提出でよいでしょうか。

【A】カラー写真のみでは何に関する写真か判断ができない場合があるため、特別な理由がない限り工事報告書の様式（任意様式）に整理してご提出をお願いいたします。

※工事報告書の様式はインターネット上にテンプレート等がありますので参考としてください。特に様式の指定はいたしません。
※施工前・施工後の状況を確認しますので、可能な限り同じ位置、同じ角度から撮影してください。また、パワーコンディショナー、蓄電池については基本的に設置面や背面の壁に対して正面の位置から設備がすべて収まるように撮影ください。

【Q】提出書類に「電力会社の系統との接続契約書の写し」とありますが、電力会社が契約書を発行していない場合はどうすればよいでしょうか。

【A】九州電力（株）や九州電力送配電（株）が契約書を新規発行しない場合は契約内容や連系開始日が分かる書類を提出してください。
（例）九州電力送配電（株）が発行する「自家用発電設備等の系統連携に関する契約のご案内」など。

【Q】九州電力(株)や九州電力送配電(株)から書類が届かないため、提出書類が揃わず実績報告書の提出期限内に提出できません。どうしたらよいでしょうか。

【A】接続契約の申込みをされている場合は、契約申込書の写し、または九州電力送配電（株）が発行する「発電設備等に関する契約申込みの回答について（承諾）」と併せて理由書（電力会社の書類発行が遅れているため提出できない旨の内容）を作成（任意様式で可）して提出してください。
余剰電力を売電される方は、電力会社への売電契約申込書の写しと理由書を提出してください。尚、電力会社から書類が届いたら速やかに提出をお願いいたします。

【Q】「太陽光発電設備と直接連携していることが確認できる書類」とは何でしょうか。

【A】補助対象設備の接続状況がわかる系統図を提出してください。系統図には、補助対象設備がわかるように設備の名称、容量等を記載してください。
※増設される場合は、既設部分と新設部分が分かるようにしてください。

【Q】補助対象設備の施工前写真を撮り忘れてしまいました。どうしたらよいでしょうか。

【A】補助対象設備の施工前写真が無い場合、申請時の契約で新設した設備であることの確認ができないため補助金のお支払いができなくなる場合があります。撮り忘れが無いようにお願いいたします。

【Q】実績報告書の提出を失念してしまい、実績報告の期限日を過ぎてしまいました。どうしたらよいでしょうか。

【A】申請者の過失により実績報告書の提出が遅れた場合（電力会社が発行する書類が揃わないなど申請者以外の都合によるものを除く）は補助金をお支払いできません。

【その他】

【Q】他の補助金を併用することはできますか。

【A】当補助金の財源は環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」となります。同一の交付対象設備に対して、国の予算を財源とする補助金は重複して申請することはできません。

令和７～８年度に長崎県が実施する太陽光パネル・蓄電池の共同購入事業「みんなのおうちに太陽光」は国の補助事業ではないため併用可能です。

【Q】住宅省エネ 2026 キャンペーンのみらいエコ住宅 2026 事業など、ZEH や長期優良住宅を補助の要件としている(＝太陽光発電設備、蓄電池の設置が直接の要件ではない)国の補助金を併用することは可能でしょうか。

【A】同一の交付対象設備に対して、国の補助金を併用することはできません。

【Q】事業完了後に自家消費率の交付要件(個人:30%以上、事業者:50%以上)を下回った場合、どうすればよいでしょうか。

【A】自家消費率の要件を下回っている場合には、運用の改善などを行い、交付要件を満たすようにお願いいたします。

【Q】虚偽や不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合はどうなりますか。

【A】補助金交付決定の取り消しや補助金の返還を求めることがあります。

※「自己消費率が交付要件に合わない」、「FIT への認定」、「実績報告書の未提出」など

【Q】自家消費量の報告は必ず必要ですか。

【A】対象事業の翌年度１年分の実績を報告していただくことが要件になっています。

対象者には、本市から通知を出す予定です。

報告いただけない場合は、補助金の返還を求める可能性があります。

【Q】申請や実績報告は必ず施工業者などに委任する必要はありますか。

【A】必ずしも委任する必要はありません。

【Q】郵送による交付申請はできないのでしょうか。

【A】交付申請は窓口のみの受付としています。

申請時に申請書類の確認を行うためと予算上限に達し次第、受付を終了することとなることから、公平性を確保するため窓口のみの申請といたします。

【Q】申請の事前予約をすることができますか。

【A】予約はできません。公表した受付開始日時から先着順で受付します。